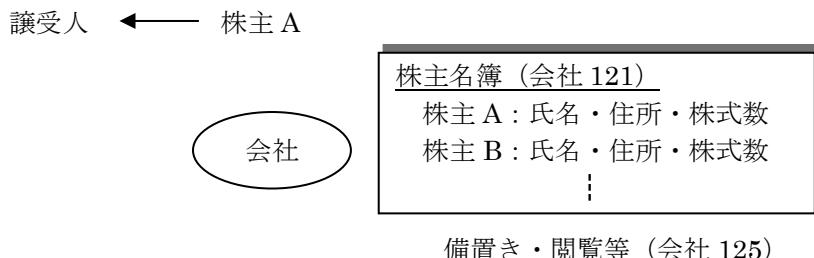


4. 株主の権利行使

4-1. 株主名簿と基準日

(1) 株主名簿



事務の委託 (会社 123)

東京証券取引所有証券上場規程

424 条 上場内国会社は、株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託するものとする。
(ただし書は省略)

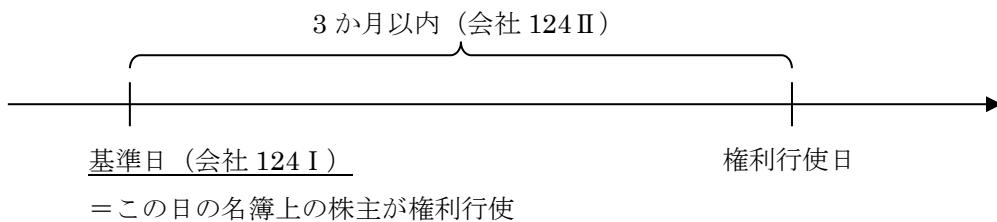
株式譲渡の会社への対抗要件=名義書換え (会社 130。3-1(2)・3-2(1))

→会社としては (株主名簿の確定的効力) :

株主としては (株主名簿の資格授与的効力) :

* 株主への通知・配当財産の交付 (会社 126 I ・ 457 I)

(2)基準日



パナソニックホールディングス株式会社定款

第12条 当会社は、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第37条 剰余金の配当としての期末配当は毎事業年度末日最終の、中間配当は毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、これを行うことができる。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

→この会社は定時株主総会をいつまでに開催しなければならない？

*このような基準日の定め方の問題点 [テキスト Column4-4]

4-2.名義書換え

(1)名義書換請求 (振替株式以外)

株式取得者の請求 (会社133I) ——例外 (会社132)

請求の方法 (3-1(2)・3-2(1))

	原則	例外
株券不発行会社	株式取得者が名簿上の株主（またはその一般承継人）と共同で（会社133II）	単独で請求できる場合（会社則22I①～⑪）
株券発行会社	株式取得者が株券を提示して単独で（会社133II・会社則22II①）	株券を提示せず単独で請求できる場合（会社則22II②～⑥）

(2)名義書換未了株主——会社の方から株主と扱える？

最判昭和 30・10・20 民集 9-11-1657

「商法二〇六条一項 [会社 130] ……によれば、……株式の移転は、取得者の氏名及び住所を株主名簿に記載しなければ会社には対抗できないが、会社からは右移転のあつたことを主張することは妨げない法意と解するを相当とする。」

理由——会社 130（株主名簿の確定的効力）の趣旨

(3)譲渡制限株式

譲渡承認を受けていない場合（会社 134①②）←承認のない譲渡の効力（2-1(4)）

(4)名義書換えの不当拒絶——権利行使できないか？

事例 4-a 名義書換えの不当拒絶 [テキスト Case3-4]

株券発行会社 Y の株主 A から株式を譲り受けた X は、Y 会社に対して当該株式に係る株券を提示して名義書換えを請求したが、Y 会社は、A と一緒に請求してこなければ譲渡が本当になされたか確認できないとして、名義書換えを拒絶した。そういうしているうちに、Y 会社の株主総会が開催されたが、Y 会社は名義株主である A に対して株主総会の招集通知を発し、X の総会への出席は認めなかった。

最判昭 41・7・28 民集 20-6-1251

「思うに、正当の事由なくして株式の名義書換請求を拒絶した会社は、その書換のないことを理由としてその譲渡を否認し得ないのであり……、従つて、このような場合には、会社は株式譲受人を株主として取り扱うことを要し、株主名簿上に株主として記載されている譲渡人を株主として取り扱うことを得ない。そして、この理は会社が過失により株式譲受人から名義書換請求があつたのにかかわらず、その書換をしなかつたときにおいても、同様であると解すべきである。」

(5) 振替株式

(a) 名義書換えの方法

① 総株主通知（社債株式振替 151 I = 基準日の株主などについて。同項①参照）

：振替機関 ((株) 証券保管振替機構) → 会社

② 株主名簿への記載・記録（社債株式振替 152 I）：会社

(b) 株主の権利行使

・ 基準日を定めて行使される権利（剰余金の配当、議決権等）

= 会社 130（振替株式以外と同様）

・ 少数株主権等（社債株式振替 154）= 個別株主通知

① 個別株主通知の申出：権利行使をする株主 → 口座管理機関（証券会社）→ 振替機関

② 個別株主通知（申出をした株主の株式数等）：振替機関 → 会社

③ 個別株主通知にもとづいて権利行使

4-3. 株式の相続

(1) 相続の過程 (→「相続法」)

事例 4-b 株式の相続

Y会社の全株式 22 株のうち、15 株を A が保有し、7 株を M が保有していたが、A が死亡した。A には妻はなく、B～D の 3 人の子がいる。B～D は、上記の 15 株について、Y会社の株主総会で議決権を行使したい。

- ①被相続人死亡
- ②相続人が複数いる場合(共同相続)、相続財産は、相続人に共有(遺産共有。民 898・899)
- ③相続の承認や放棄
- ④遺産分割

(2) 名義書換え

会社 130=株式の「譲渡」

(3) 譲渡制限と相続人等に対する売渡しの請求(会社 174～177)

定款による譲渡制限(2-1) = 「譲渡」の制限(会社 134④参照)

→相続人等に対する売渡しの請求(会社 174)

(4) 遺産分割前の相続株式の権利行使

権利行使者の通知(会社 106 本。会社から通知を受ける場合について会社 126 III IV 参照)

権利行使者による権利行使

=共有株式全部、かつ、自己の判断（最判昭和 53・4・14 民集 32-3-601）

最判平 9・1・28 判時 1599-139

「[有限会社の] 持分の準共有者間において権利行使者を定めるに当たっては、持分の価格に従いその過半数をもってこれを決することができるものと解するのが相当である。けだし、準共有者の全員が一致しなければ権利行使者を指定することができないとすると、準共有者のうちの一人でも反対すれば全員の社員権の行使が不可能となるのみならず、会社の運営にも支障を来すおそれがあり、会社の事務処理の便宜を考慮して設けられた右規定の趣旨にも反する結果となるからである。」

事例 4-c 権利行使者を定めない場合

事例 4-b で B～D は A から相続した 15 株について権利行使者を定めなかつたが、Y 会社は株主総会で B が権利行使することを認めた。

会社の同意（会社 106 但）→15 株全部について権利行使？他の株主の意思に反しても？

最判平 27・2・19 民集 69-1-25

「会社法 106 条本文は、……共有に属する株式の権利の行使の方法について、民法の共有に関する規定に対する「特別の定め」（同法 264 条ただし書）を設けたものと解される。その上で、会社法 106 条ただし書は、「ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。」と規定しているのであって、これは、その文言に照らすと、株式会社が当該同意をした場合には、共有に属する株式についての権利の行使の方法に関する特別の定めである同条本文の規定の適用が排除されることを定めたものと解される。そうすると、共有に属する株式について会社法 106 条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたまま当該株式についての権利が行使された場合において、当該権利の行使が民法の共有に関する規定に従つたものでないときは、株式会社が同条ただし書の同意をしても、当該権利の行使は、適法となるものではないと解するのが相当である。」

そして、共有に属する株式についての議決権の行使は、当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情のない限り、株式の管理に関する行為として、民法 252 条本文〔現在の民 252 I 本〕により、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるものと解するのが相当である。」

民法の共有に関する規定=原則として民 252 I 本